国家戦略特区 今後の進め方について

平成27年11月27日

秋 池 玲子

坂根 正弘

坂 村 健

竹中平蔵

八田達夫

1、 国家戦略特区の3次指定に向けて

- ・ 指定の対象となる自治体は、新たな規制改革提案を行うとともに、 特区法体系に既に盛り込んだ規制改革メニュー(特に、活用に際し て難度の高いもの)を積極的に活用しようとする、意欲と覚悟に満ち た自治体である。
- ・ 他方、例えば、前回の諮問会議で総理から指示のあった、農林漁業やインバウンド、シェアリングエコノミー、外国人就労関係の改革事項など、全国各地に共通する「極めて重要な、未実現の規制改革事項」を専ら提案する自治体は、制度上、現時点では指定対象とはし難い。
- ・ 国家戦略特区の3次指定に併せて、こうした<u>重要な未実現事項を</u> 思い切って提案している自治体を別途、国として一層支援する仕組 みを早急に構築すべき。

(今や、国家戦略特区を補完し一体的に運用されている「構造改革特区」制度や、改革のために必要な資金支援策などを、総合的に活用することも一案。)

2、「特区制度の活用方法」に係る自治体へのPRについて

- ・ 特区ワーキンググループにおいて、自治体等からの規制改革提案 を規制担当官庁と折衝していくプロセスの中で、規制担当官庁が、
 - ① 特区ではなく、いきなり「全国的な規制改革措置」に応じるもの
 - ② 全国措置とまではいかなくとも、まずは「構造改革特区」で措置することに合意するもの
 - ③ 規制・制度改革を行わなくとも、<u>現行制度の下で対応が可能</u>と (明確化)するもの

が増えてきている。

- ・ 要するに、「<u>自治体が国家戦略特区に提案・要望さえすれば、必ず</u> しも国家戦略特区に指定されなくとも、①~③ような『様々な形』で、 提案した具体的事業が可能となるケース」が増えてきている。
- ・ こうした中で、国として多くの自治体に対し、こうした「特区制度の 活用の仕方」を、これまでの成功事例(特区提案の成果)の紹介を含め、パンフレット、テレビ番組、各種イベントなど、<u>あらゆる広報手段</u> を通じ広く周知徹底すべき。